

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等の民間施設における児童生徒の指導体制の整備及び教材、体験活動等の充実を図るため、民間施設の運営に要する経費に対して交付する田原市フリースクール等民間施設事業費補助金（以下「補助金」という。）について、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「フリースクール」とは、不登校児童生徒を受け入れて学習活動を実施することを主な目的とする施設をいう。

2 この要綱において「民間施設」とは、フリースクールその他の学校以外の場において児童生徒の学習活動を実施する施設をいう。

3 前2項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）の例による。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、次条に規定する補助対象施設を運営するものとする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる民間施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

(1) 不登校児童生徒に対する相談及び指導を主たる目的としていること。

(2) 2年以上の運営実績があること。

(3) 複数の児童生徒を受け入れていること。

(4) その施設利用料が比較的低額であり、当該利用料のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる

3 市長は、交付決定をしたときは、田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 交付決定を受けた補助対象施設の運営を行う者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後において、補助対象経費の額を変更する場合で、交付決定の額を変更しようとするときは、あらかじめ、田原市フリースク

ル等民間施設事業費補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更交付決定等）

第9条 市長は、前条に規定する変更申請書を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定の変更を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、交付決定の変更を決定したときは、田原市フリースクール等民間施設事業費補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、交付決定に係る補助対象経費の支払が完了したときは、当該年度の3月31日までに、速やかに田原市フリースクール等民間施設事業費補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、補助金額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金額を確定したときは、田原市フリースクール等民間施設事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付）

第12条 前条第2項に規定する確定通知書を受けた補助事業者は、田原市フリースクール等民間施設事業費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当

と認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合で、その取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
補助対象施設の運営に係る次に掲げる経費 (1) 児童生徒の相談及び指導に携わる職員の配置に要する経費 (2) 児童生徒の指導に必要な教材及び教具の購入に要する経費 (3) 児童生徒の相談及び指導のために必要となる施設の借上料	補助対象経費に要する額に2分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。

様式第1号（第6条関係）

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 法人名

代表者名

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象施設の名称
- 2 補助対象施設の目的及び概要
- 3 補助対象経費の額 金 円
- 4 補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- 1 補助対象施設に関する前年度の決算書
- 2 補助対象経費の額の根拠となる資料
- 3 その他参考となる資料

様式第2号（第7条関係）

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった田原市フリースクール等民間施設事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助対象施設の名称
- 2 補助対象経費の額 金 円
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金変更申請書

年 月 日

田原市長 殿

補助事業者 法人名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた田原市フリースクール等民間施設事業費補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助対象施設の名称

2 変更後の補助対象経費の額 金 円
(変更前 金 円)

3 変更交付申請額 金 円
(交付決定額 金 円)

4 変更の理由

(添付書類)

- 1 補助対象経費の額の根拠となる資料
- 2 その他参考となる資料

様式第4号（第9条関係）

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した田原市フリースクール等民間施設事業費補助金について、下記のとおり変更することを決定したので、通知します。

記

- 1 補助対象施設の名称
- 2 変更後の補助対象経費の額 金 円
- 3 変更後の交付決定額 金 円
- 4 変更の理由

様式第5号（第10条関係）

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

補助事業者 法人名
代表者名

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金に係る補助対象経費の支払が完了した
ので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象施設の名称
- 2 補助対象経費の支出額 金 円
- 3 交付決定額 金 円

(添付書類)

- 1 支払証拠書類
- 2 その他参考となる資料

様式第7号（第12条関係）

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

補助事業者 法人名

代表者名

田原市フリースクール等民間施設事業費補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 補助対象施設の名称

2 補助金確定額 金 円

3 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 組合		
口座の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			